

【長野県医師会母体保護法指定医師規程】

平成 12 年 4 月 1 日	施行
〃 14 年 5 月 17 日	一部改正
〃 16 年 9 月 15 日	〃
〃 18 年 9 月 20 日	〃
〃 25 年 4 月 1 日	〃
〃 27 年 4 月 1 日	〃
〃 27 年 10 月 21 日	〃
〃 29 年 11 月 15 日	〃
〃 30 年 5 月 23 日	〃
令和 7 年 1 月 15 日	〃
〃 7 年 5 月 21 日	〃

一般社団法人長野県医師会（以下「本会」という）は、母体保護法第 14 条により医師の指定をするにあたり母体保護法指定医師（以下「指定医師」という）規程を次のとおり定める。

I. 指定医師の指定基準

指定医師を指定する場合は、母体保護法指定医師審査委員会を設置し、人格、技能及び設備の 3 点を考慮して、適正な審査を行うと共に遵守事項の励行を求めるものとする。

1. 人格

指定医師は、指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

2. 技能

指定医師は、本会が指定する研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術及び救急処置法等の手技を修得し、かつ下記要件を具備すること。

(1) 医師免許取得後 5 年以上経過し、産婦人科の研修を 3 年以上受けたもの又は日本産科婦人科学会産婦人科専門医の資格を有するもの。

(2) 研修期間中に、20 例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし、その内 10 例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。（メフィーゴパック等の経口中絶薬によるものは含めない）その内、妊娠 12 週未満の人工妊娠中絶手術を 7 例以上とする。

なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、所属する主たる勤務施設に関わらず指定医師研修機関又は指定医師研修機関の連携施設（以下「指定医師研修連携施設」という）で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

(3) 本会の定める指定医師のための研修会（以下「母体保護法指定医師研修会」という）を原則として申請時まで受講していること。（申請日の直近2年以内に受講していること）

3. 指定医師研修機関の条件

指定医師が指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、下記(1)～(3)の各条件を満たす医療施設とする。

(1) 医育機関の附属施設又は年間の開腹手術50例以上(腹腔鏡手術を含める)、かつ分娩数120例以上を取扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育できる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は、原則として、日本産婦人科学会産婦人科専門医の資格を有するものであること。

(3) 医療施設が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件を満たす指定医師研修機関と連携することにより実地指導を行うことが出来る医療機関を指定医師研修連携施設として本会に登録することができる。

4. 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請

指定医師研修機関の指定又は指定医師研修連携施設の登録をするものは、本会会長宛に指定又は登録の申請を行い、指定又は登録を受けなければならない。

(1) 本会は、適格と認めた指定医師研修機関を指定又は指定医師研修連携施設として登録する。本会は、指定した指定医師研修機関及び登録した指定医師研修連携施設に通知書を発行する。尚、指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設においては、母体保護指定医師でない医師が研修目的以外の人工妊娠中絶を行ってはならない。

(2) 指定された指定医師研修機関及び登録された指定医師研修連携施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その機関及び施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに本会会長宛に届け出なければならない。その時点で指定又は登録は失効する。

5. 指定医師指定取得の申請及び登録

指定医師の指定を申請するものは、本会会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

本会は適格と認めたものを指定医師として登録し、指定医師証を発行する。

指定医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

虚偽の記載をした場合は本人だけでなく指導医も責任を負う。

6. 設備

医療施設は、原則として入院設備を有し、救急体制を整えること。

ただし、初期中絶を行う場合は入院設備を必須としないが、入院設備を有し、24時間救急体制の整った緊急手術に対応できる高次病院と連携すること。中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

7. 設備指定の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、所属する医療施設について、本会会長宛に設備指定

の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、複数の施設の設備指定を受けることはできない。

- (1) 本会は、適格と認めた施設を設備指定し、本会に登録する。
- (2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。
- (3) 設備指定を受けた施設において、所属する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに本会会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

8. 人工妊娠中絶実施後の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶を実施した場合の母体保護法第 25 条に基づき届出に正確を期すること。

9. 指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2 年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことができる。

- (1) 第 11 項に示す指定医師遵守事項の励行。
- (2) 第 1 項及び第 6 項の指定条件の各項目に関する適否。
- (3) 第 8 項に示す届出の励行。
- (4) 母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

指定医師として不適格な事情が発生した場合及び申請書類に虚偽があった場合には、定期の更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実を調査して指定医師であることの適否について検討し、注意、譴責、資格停止、指定の取消の処分を行うものとする。

10. 指定医師の誓約

指定に際して次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

11. 指定医師の遵守すべき事項

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- (2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設において行わないこと。
- (5) 必要に応じて術後の受胎調節の指導を実施すること。

12. 母体保護法指定医師審査委員会

本会内に母体保護法指定医師審査委員会を設置する。審査委員会は本会会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導を行うことができる。

13. 不服審査委員会

指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、本会内に指定医師審査委員会とは別に不服審査委員会を設ける。

本会会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

附則

- (1) 第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。
- (2) その他の項については、原則として平成30年2月以降の新指定並びに更新に際して、これを適用する。
- (3) 本会は、第3項に該当する研修機関の名簿を整備しておくものとする。
- (4) 指定の申請に当たっては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会の産婦人科専門医証の写しに添えて、第2項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、下記の様式による実施報告書を提出するものとする。
- (5) 本規程の改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。

(様式)

研修症例実施報告書

研修医師氏名

年月日 (西暦)	内容 1. 人工妊娠中絶手術 2. 流産手術	妊娠週数	カルテ番号 ※1	病院名	主任指導医名

※1…個人情報保護のためカルテ番号は 1,2,3...とし、別に各番号に対応するカルテ No.を控えておき、該当するカルテが必要になった時すぐに出せるようにすること。

※2…調査の結果、同一症例を複数の申請者が研修症例実施報告書に記載した場合は無効となる。

※研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の現地指導を受けたもの。ただし、その内10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。(メフィーゴパック等の経口中絶薬によるものは含めない) その内、妊娠12週未満の人工妊娠中絶手術を7例以上とする。

II. 指定医師の指定基準細則

1. 人格
2. 技能
3. 指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設の条件

医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

4. 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、次の書類に審査手数料並びに指定手数料を添えて、
郡市医師会を經由して本会に申請するものとする。

(1) 指定取得の申請

- ①指定医師申請書（様式 1 号 [1 の 1、1 の 2]）
- ②郡市医師会長の意見書（様式 2 号）、無い場合は面接
- ③履歴書（様式 3 号）
- ④日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し

日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を 3 年以上受けたものは、主任
指導医の発行する「指導証明書」（様式 4 号）

- ⑤研修症例実施報告書（附則様式）
- ⑥誓約書（様式 5 号）
- ⑦研修受講証明書（母体保護法指定医師研修会参加証）

母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることができる。

(2) 指定

面接及び書類審査。ただし、郡市医師会長の意見書（様式 2 号）の提出をもって面接を
省略することができる。

(3) 登録

本会の番号、指定医師の番号

(例) 020 — 00001
 (長野) (指定医師の番号)

(4) 就業施設等の変更申請（就業施設及び指定医師の氏名変更）

- ①指定医師の就業施設等変更申請書（様式 16 号）
- ②設備指定証の写し（就業施設変更の場合）
- ③戸籍謄本（抄本）（指定医師の氏名変更の場合）
- ④変更前の指定医師証

(5) 指定医師の辞退届

- ①指定医師の指定辞退届（様式 17 号）
- ②指定医師証（紛失の場合は、紛失届）

(6) 他の都道府県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、当該都道府県の指定医師証の写しを
もって技能の審査を省略することができる。ただし、該当都道府県医師会長の意見書（類
似の証明書等）を必要とする。

5. 設備

- (1) 蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。
- (2) 転送電話、携帯電話等により 24 時間患者からの連絡に対応できること。
- (3) 常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。
- (4) 高次病院と連携すること。

6. 設備指定の申請、指定及び登録

所属する医療施設の設備指定を受けようとするものは、次の書類に審査手数料並びに指定手数料を添えて、郡市医師会を經由して本会に申請するものとする。

(1) 設備指定取得の申請

①設備指定申請書（様式 6 号）

〔医師数、看護職員数（助産師数、看護師・准看護師数）、分娩・手術室の有無、収容施設等〕

無床診療所で連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書

②指定医師証の写し

③施術場所の平面図

④手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置

⑤常時連絡対応の機能（転送電話、携帯電話等）

(2) 指定

書類審査

(3) 登録

本会の番号、指定設備の番号

(例) 120 — 00001

(長野) (指定設備の番号)

(4) その他

①設備指定変更届（様式 7 号）の作成

②設備指定辞退届（様式 8 号）の作成

7. 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請、指定及び登録

(1) 指定取得及び登録の申請

①指定医師研修機関指定申請書（様式 9 号）又は指定医師研修連携施設登録申請書（様式 10 号）

②指定医師証の写し

(2) 指定

書類審査

(3) 登録

①-1 指定医師研修機関の場合

本会の番号、指定の番号

(例) 220 — 00001

(長野) (指定の番号)

指定医師研修機関指定通知書（様式 11 号）

①-2 指定医師研修連携施設の場合

本会の番号、登録の番号

(例) 320 — 00001

(長野) (登録の番号)

指定医師研修連携施設登録通知書（様式 12 号）

(4) その他

- ①指定医師研修機関辞退届（様式 13 号）の作成
- ②指定医師研修連携施設辞退届（様式 14 号）の作成

8. 人工妊娠中絶実施後の届出

届出は翌月 10 日までに長野県知事に届けること。

- (1) 人工妊娠中絶を行った指定医師は、遅滞なく手術の実施報告票を自ら記載すること。
なお、人工妊娠中絶の実施件数が 0 件の場合も必ず届出をすること。
- (2) 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各々医師の実施報告書を取りまとめ届けること。

9. 指定の更新及び取消

指定医師の更新を受けようとするものは、次の書類に審査手数料並びに指定手数料を添えて、郡市医師会を經由して本会に申請するものとする。

- (1) 更新の際、下記研修の受講を証明するものを提出すること。

- ①母体保護法指定医師研修会参加証 1 枚。

母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。

- 1) 生命倫理に関するもの
- 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
- 3) 医療安全・救急処置に関するもの

- ②日本産婦人科医会研修参加記録 6 単位(参加証 6 枚)相当。(日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修会等の受講を勘案する。)

- (2) 第 8 項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留又は取消することができる。

- (3) 指定医師更新申請書（様式 15 号）の作成

- (4) 病气療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由がある場合には、期間を定めて更新の手続きを延期することができる。

10. 指定医師の誓約

11. 指定医師の遵守すべき事項

12. 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は 7 名とし、下記の構成とする。

- (1) 医師である委員 4 名
- (2) 医師でない委員 3 名
 - (2) の委員中 1 名は、弁護士資格を有する者とする。

13. 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録等に係る手数料

指定医師指定取得の申請、指定並びに登録等に係る手数料を次のとおり定める。

- (1) 新規指定医師の審査手数料 15,000 円、指定手数料 3,000 円

- (2) 設備指定の審査手数料 8,000 円、指定手数料 2,000 円
- (3) 指定更新の審査手数料 5,000 円、指定手数料 3,000 円
- (4) 就業施設等の変更の場合の審査手数料 2,000 円、指定手数料 1,000 円
但し、指定されない場合は指定手数料は返金するものとする。
- (5) 指定医師研修機関指定及び指定医師研修連携施設登録の審査手数料 3,000 円、指定・登録手数料 2,000 円

Ⅲ. 母体保護法指定医師審査委員会規程

- 第 1 条 指定医師の指定基準の第 4、5、7、9 項の審査をするために本会定款 56 条により本会に母体保護法指定医師審査委員会（以下「本委員会」という）を置く。
- 第 2 条 本委員会の委員は、本会正副会長、総常務理事及び信州産婦人科連合会推薦の 2 名をもって組織する。
- 第 3 条 本会会長は委員長となり、委員会を代表し、会長事故あるときは、副会長が代行する。
- 第 4 条 委員の任期は 2 年とし、本会役員の任期によるものとする。
- 第 5 条 本委員会は、指定医師の申請があった場合等、必要に応じて開催する。
- 第 6 条 本委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 第 7 条 本委員会は、母体保護法指定医師の指定基準及び指定基準細則に基づき指定医師の指定・更新・変更並びに設備指定等について審査する。

Ⅳ. 母体保護法指定医師の指定に係る不服審査委員会規程

- 第 1 条 指定医師の指定基準第 13 項に基づき本会定款 57 条により本会に母体保護法指定医師の指定に係る不服審査委員会（以下「本委員会」という）を置く。
- 2 本委員会は 7 名の委員をもって構成する。
- 第 2 条 委員は、次の者を県医理事会の議を経て、会長が委嘱する。
 - (1) 医師である委員 4 名
 - (2) 医師でない委員 3 名(2) の委員中 1 名は、弁護士資格を有する者とする。
- 2 委員の任期は、本会役員の任期に準ずる。
- 第 3 条 本委員会は、委員の互選により正副委員長各 1 名を選出する。
- 第 4 条 委員長は、会長の諮問を受けて委員会を招集し、その議長となる。
- 第 5 条 本委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 第 6 条 本委員会は、指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行い、その結果を会長に答申する。

本規程附則

- 1. この規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。
- 1. この規程は、令和 7 年 5 月 21 日から施行する。